

事業年報概要

1. 総括

平成 28 年度の医療保険制度の状況を、全国健康保険協会を中心に概観する。

(1) 加入者数

平成 28 年度末現在の医療保障適用状況をみたものが、第 1 表である。加入者数は、全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」と略す。）が 3,807 万 1 千人、総人口の 30.0%、組合管掌健康保険（以下、「組合健保」と略す。）が 2,946 万 3 千人、同 23.2%、国民健康保険（以下、「国保」と略す。）が 3,294 万 0 千人、同 26.0%であり、この 3 制度で大半を占めている。また、全国健康保険協会（法第 3 条第 2 項被保険者）（以下、「法第 3 条第 2 項」と略す。）は 1 万 9 千人、船員保険は 12 万 2 千人である。

制度別に加入者数の推移をみたものが、第 2 表である。平成 20 年度より後期高齢者医療制度が始まったことに伴い、75 歳以上の者は後期高齢者医療制度の被保険者となり、75 歳以上の者に係る 75 歳未満の被扶養者は国保の被保険者になった。そのため、協会けんぽ、組合健保や国保等において、平成 20 年度は減少した。平成 21 年度以降を見ると、協会けんぽは増加傾向、法第 3 条第 2 項はほぼ横ばい、組合健保は減少傾向だったが、近年は増加している。

(2) 被保険者数

被用者保険における制度別の被保険者数の推移をみたものが、第 3 表である。協会けんぽは、平成 19 年度までは増加し、平成 20 年度は減少したが、平成 21 年度以降は再び増加している。組合健保は、平成 20 年度までは増加していたが、平成 21 年度から平成 24 年度までは減少し、平成 25 年度以降は再び増加している。法第 3 条第 2 項は、平成 19 年度以降においてほぼ横ばいになっている。共済組合は、平成 20 年度までは減少し、平成 21 年度と平成 22 年度は増加し、平成 23 年度から平成 25 年度までは再び減少していたが、平成 26 年度以降は微増傾向になっている。対前年度伸び率の過去 10 年間の平均は、協会けんぽは 1.4%の増加、組合健保は 0.5%の増加となっており、法第 3 条第 2 項は 0.3%の減少となっている。

第 1 表 医療保障適用人口（平成 28 年度末）

	被保険者	被扶養者	計	構成比
	千人	千人	千人	%
総人口	・	・	126,761	100.0
協会けんぽ	22,428	15,643	38,071	30.0
法第 3 条第 2 項	13	6	19	0.0
組合健保	16,284	13,179	29,463	23.2
船員保険	58	64	122	0.1
共済組合	4,504	4,270	8,774	6.9
国保	32,940	・	32,940	26.0
後期高齢者医療	16,778	・	16,778	13.2
生活保護法適用者	・	・	2,145	1.7

注1. 総人口は人口推計月報（総務省統計局）平成29年4月1日現在（確定値）による。

2. 生活保護法適用者は、「被保護者調査（平成29年3月分）」（厚生労働省社会・援護局保護課）による。

3. 組合健保、船員保険、国保、後期高齢者医療は、速報値である。

4. 共済組合は、平成27年度末の数値である。

第2表 制度別加入者数の推移（年度末現在）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
18	35,938	22	30,474	161	9,437	51,268	・
19	36,294	18	30,860	157	9,373	50,724	・
20	34,705	16	30,337	144	9,023	39,492	13,458
21	34,828	17	29,951	141	9,118	39,098	13,894
22	34,845	18	29,609	136	9,189	38,769	14,341
23	34,877	18	29,504	132	9,101	38,313	14,733
24	35,103	19	29,353	129	9,000	37,678	15,168
25	35,643	18	29,273	127	8,914	36,927	15,436
26	36,392	19	29,131	125	8,836	35,937	15,767
27	37,165	19	29,136	124	8,774	34,687	16,237
28	38,071	19	29,463	122	—	32,940	16,778
	%	%	%	%	%	%	%
19	1.0	△ 18.5	1.3	△ 2.4	△ 0.7	△ 1.1	・
20	△ 4.4	△ 7.2	△ 1.7	△ 8.5	△ 3.7	△ 22.1	・
21	0.4	5.2	△ 1.3	△ 2.4	1.1	△ 1.0	3.2
22	0.0	2.9	△ 1.1	△ 3.0	0.8	△ 0.8	3.2
23	0.1	0.5	△ 0.4	△ 3.0	△ 1.0	△ 1.2	2.7
24	0.6	6.4	△ 0.5	△ 2.1	△ 1.1	△ 1.7	3.0
25	1.5	△ 3.6	△ 0.3	△ 1.8	△ 1.0	△ 2.0	1.8
26	2.1	1.6	△ 0.5	△ 1.6	△ 0.9	△ 2.7	2.1
27	2.1	3.5	0.0	△ 1.1	△ 0.7	△ 3.5	3.0
28	2.4	0.8	1.1	△ 1.3	—	△ 5.0	3.3
10年平均	0.6	△ 1.1	△ 0.3	△ 2.7	—	△ 4.3	・

- 注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 2. 平成28年度の組合健保、船員保険、国保、後期高齢者医療は、速報値である。

第3表 被用者保険における制度別被保険者数の推移（年度末現在）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	被用者保険計
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
18	19,501	13	15,456	63	4,399	39,434
19	19,807	11	15,871	63	4,397	40,149
20	19,496	11	15,906	62	4,394	39,868
21	19,517	11	15,722	61	4,465	39,777
22	19,580	12	15,574	60	4,523	39,749
23	19,631	12	15,553	59	4,512	39,766
24	19,871	13	15,537	58	4,501	39,980
25	20,303	12	15,598	58	4,491	40,462
26	20,902	12	15,644	58	4,493	41,109
27	21,577	13	15,811	58	4,504	41,964
28	22,428	13	16,284	58	—	—
	%	%	%	%	%	%
19	1.6	△ 16.3	2.7	△ 1.1	△ 0.0	1.8
20	△ 1.6	△ 3.1	0.2	△ 1.8	△ 0.1	△ 0.7
21	0.1	4.9	△ 1.2	△ 1.4	1.6	△ 0.2
22	0.3	2.9	△ 0.9	△ 1.4	1.3	△ 0.1
23	0.3	1.7	△ 0.1	△ 2.1	△ 0.3	0.0
24	1.2	5.9	△ 0.1	△ 0.8	△ 0.2	0.5
25	2.2	△ 4.4	0.4	△ 0.6	△ 0.2	1.2
26	2.9	1.8	0.3	△ 0.2	0.0	1.6
27	3.2	4.1	1.1	0.3	0.2	2.1
28	3.9	1.8	3.0	0.2	—	—
10年平均	1.4	△ 0.3	0.5	△ 0.9	—	—

- 注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 2. 平成28年度の組合健保、船員保険は、速報値である。

(3) 標準報酬月額 averages

制度別に標準報酬月額の平均の推移をみたものが、第4表である。平成28年度末の協会けんぽは28万4千円、組合健保は37万0千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは0.8%の増加、組合健保は0.1%減少している。また、法第3条第2項は1万4千円（平均標準賃金日額）となっている。

第1図は、協会けんぽと組合健保の標準報酬月額

の平均の対前年度伸び率の推移をグラフでみたものである。協会けんぽと組合健保を比べると、平成20年度と平成21年度は同程度であったが、平成22年度から平成24年度は組合健保の方が高めに推移し、平成25年度と平成26年度は再び同程度の伸びとなり、平成27年度以降は協会けんぽの方が高めに推移している。対前年度伸び率の過去10年間の平均は、協会けんぽ、組合健保ともに0.0%となっている。

第4表 制度別標準報酬月額の平均（年度末現在）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項 (日額)	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	千円	千円
18	283,218	12,721	369,609	380,146	426,742	1,667	・
19	285,468	13,179	371,037	391,050	426,236	1,669	・
20	285,384	12,923	371,304	394,179	418,779	1,680	887
21	276,892	12,806	359,340	390,620	425,882	1,580	842
22	276,392	13,236	363,306	388,287	419,583	1,451	796
23	275,151	13,570	363,149	387,115	421,100	1,416	798
24	276,414	13,601	365,867	388,989	411,900	1,416	797
25	277,116	13,578	366,541	394,456	402,148	1,399	799
26	279,789	13,794	370,072	397,567	415,565	1,444	830
27	282,001	13,991	370,300	407,025	415,960	1,396	804
28	284,285	14,176	369,810	412,609	—	—	828
	%	%	%	%	%	%	%
19	0.8	3.6	0.4	2.9	△ 0.1	0.1	・
20	△ 0.0	△ 1.9	0.1	0.8	△ 1.7	0.7	・
21	△ 3.0	△ 0.9	△ 3.2	△ 0.9	1.7	△ 6.0	△ 5.1
22	△ 0.2	3.4	1.1	△ 0.6	△ 1.5	△ 8.2	△ 5.5
23	△ 0.4	2.5	△ 0.0	△ 0.3	0.4	△ 2.4	0.3
24	0.5	0.2	0.7	0.5	△ 2.2	0.0	△ 0.1
25	0.3	△ 0.2	0.2	1.4	△ 2.4	△ 1.2	0.3
26	1.0	1.6	1.0	0.8	3.3	3.2	3.9
27	0.8	1.4	0.1	2.4	0.1	△ 3.3	△ 3.1
28	0.8	1.3	△ 0.1	1.4	—	—	3.0
10年平均	0.0	1.1	0.0	0.8	—	—	—

- 注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 2. 国保と後期高齢者医療は「旧ただし書方式による前年所得（基礎控除前）」であり、国保は1世帯当たり、後期高齢者医療は被保険者1人当たりの額である。
 3. 平成28年度の組合健保、船員保険は、速報値である。

第1図 標準報酬月額の平均の対前年度伸び率の推移（年度末現在）



注. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

(4) 医療費及び加入者1人当たり医療費

制度別に医療費の推移をみたものが、第5表である。協会けんぽ、組合健保、後期高齢者医療は、平成19年度以降増加しており、国保は、平成28年度を除いて増加している。法第3条第2項は、増加している年度もあるが、基本的に減少傾向である。

制度別の加入者1人当たり医療費の推移をみたものが、第6表である。平成28年度の協会けんぽは17万4千円、組合健保は15万4千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは0.1%増加、組合健保は0.1%減少している。また、法第3条

第2項は10万0千円となっており、前年度と比較すると11.8%減少している。

第2図は、協会けんぽと組合健保の加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移をグラフでみたものである。協会けんぽと組合健保を比べると、平成21年度から平成24年度までは組合健保の方が高めに推移し、平成25年度と平成27年度は協会けんぽの方が高めに推移し、平成26年度と平成28年度は同程度に推移している。過去10年間の年度平均伸び率は、協会けんぽ、組合健保ともに2.1%の増加となっている。

第5表 制度別医療費の推移（4月～翌年3月）と対前年度伸び率

（単位：億円）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療	計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
18	48,941	34	37,189	256	12,054	100,333	112,202	311,010
19	50,661	27	38,412	262	12,153	106,287	112,839	320,641
20	51,876	23	39,519	263	12,336	108,209	114,435	326,662
21	52,832	22	40,162	258	12,580	110,787	120,869	337,509
22	54,515	23	41,062	242	13,126	113,285	127,554	349,806
23	55,615	21	41,917	244	13,451	115,850	133,486	360,583
24	56,476	20	42,400	243	13,375	116,546	137,226	366,285
25	58,078	20	42,667	239	13,331	117,783	142,260	374,379
26	60,230	21	43,422	238	13,442	118,175	145,453	380,980
27	64,145	22	44,926	242	13,727	120,272	152,111	395,444
28	65,675	19	45,174	245	—	115,023	—	—
	%	%	%	%	%	%	%	%
19	3.5	△ 20.4	3.3	2.2	0.8	5.9	0.6	3.1
20	2.4	△ 12.9	2.9	0.1	1.5	1.8	1.4	1.9
21	1.8	△ 7.4	1.6	△ 1.8	2.0	2.4	5.6	3.3
22	3.2	4.9	2.2	△ 6.2	4.3	2.3	5.5	3.6
23	2.0	△ 9.1	2.1	0.9	2.5	2.3	4.7	3.1
24	1.5	△ 4.5	1.2	△ 0.4	△ 0.6	0.6	2.8	1.6
25	2.8	4.0	0.6	△ 1.5	△ 0.3	1.1	3.7	2.2
26	3.7	3.7	1.8	△ 0.4	0.8	0.3	2.2	1.8
27	6.5	1.7	3.5	1.7	2.1	1.8	4.6	3.8
28	2.4	△ 10.8	0.6	1.2	—	△ 4.4	—	—
10年平均	3.0	△ 5.5	2.0	△ 0.4	—	1.4	—	—

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 共済組合は、平成20年度以前は2～1ベース、平成21年度以降は4～3ベースである。

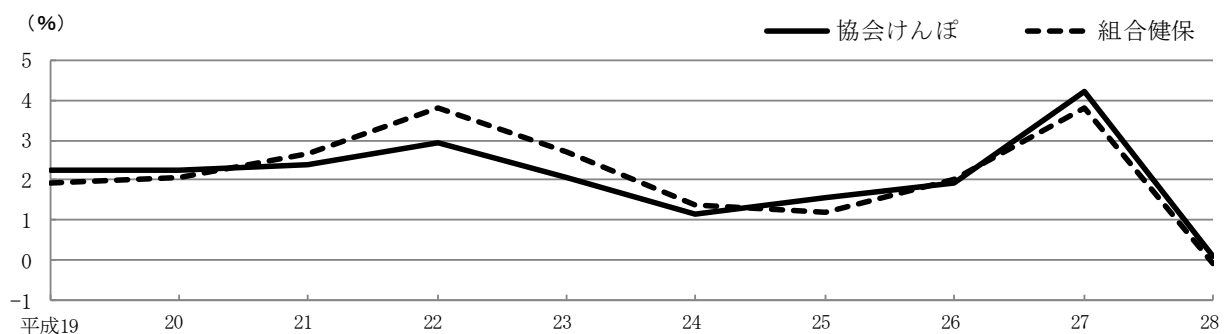
3. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。

第6表 制度別加入者1人当たり医療費の推移（4月～翌年3月）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	円	円
18	141,797	154,024	124,753	166,297	132,338	248,031	832,780
19	144,955	148,472	127,137	174,749	134,448	263,535	871,115
20	148,205	141,401	129,749	180,138	137,101	272,404	864,919
21	151,739	125,839	133,205	181,406	139,622	280,413	885,340
22	156,212	129,283	138,243	175,082	144,260	289,168	904,818
23	159,465	115,946	142,006	182,340	147,592	298,905	919,544
24	161,306	105,434	143,976	185,655	148,483	305,433	918,440
25	163,817	114,058	145,673	186,774	149,661	314,340	930,496
26	166,944	113,847	148,583	189,229	152,308	322,999	934,008
27	173,961	112,986	154,259	194,728	156,817	339,242	951,679
28	174,122	99,689	154,122	199,362	—	338,799	—
	%	%	%	%	%	%	%
19	2.2	△ 3.6	1.9	5.1	1.6	6.3	4.6
20	2.2	△ 4.8	2.1	3.1	2.0	3.4	△ 0.7
21	2.4	△ 11.0	2.7	0.7	1.8	2.9	2.4
22	2.9	2.7	3.8	△ 3.5	3.3	3.1	2.2
23	2.1	△ 10.3	2.7	4.1	2.3	3.4	1.6
24	1.2	△ 9.1	1.4	1.8	0.6	2.2	△ 0.1
25	1.6	8.2	1.2	0.6	0.8	2.9	1.3
26	1.9	△ 0.2	2.0	1.3	1.8	2.8	0.4
27	4.2	△ 0.8	3.8	2.9	3.0	5.0	1.9
28	0.1	△ 11.8	△ 0.1	2.4	—	△ 0.1	—
10年平均	2.1	△ 4.3	2.1	1.8	—	3.2	—

- 注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 2. 共済組合は、平成20年度以前は2～1ベース、平成21年度以降は4～3ベースである。
 3. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。
 4. 平成28年度の組合健保、船員保険、国保は、速報値である。

第2図 加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移



注. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 協会けんぽ（一般被保険者）

(1) 適用状況

協会けんぽ（法第3条第2項を除く）の適用状況の推移をみたものが、第7表である。平成28年度末の被保険者数は、2,242万8千人（前年度末

より85万1千人、3.9%増）、被扶養者数は、1,564万3千人（同5万6千人、0.4%増）であり、扶養率は0.697（同0.025ポイント減）である。

被保険者数を男女別にみると、男子は1,362万1千人、女子は880万7千人であり、前年度末に比べると男子は3.5%増、女子は4.7%増となって

いる。被保険者のうち女子の占める割合は39.3%である。

被扶養者数を男女別にみると、男子は538万5千人、女子は1,025万8千人であり、前年度末と比較すると男子は1.0%増、女子は横ばいとなっている。被保険者のうち女子の占める割合は65.6%である。

平成28年度末の適用事業所数は199万4千事業所であり、前年度末と比較すると7.3%増加している。1事業所当たりの被保険者数は3.1%減少して11.25人となっている。

平成28年度の被保険者1人当たり標準賞与額の平均（標準賞与額の総額の年度累計を賞与の支給を受けた被保険者数の年度累計で除した額）は31万2千円、前年度と比較すると1.1%の増加となっている。

平成17年度以降における適用種別の被保険者数の推移をみたものが、第3図である。強制適用被保険者数は、平成19年度まで継続して増加し、同年度には1,916万人となったが、平成20年度は後期高齢者医療制度創設の影響のため、前年度末と比べて35万人（1.8%）の減少となっており、平成21年度においても減少したが、平成22年度以降は増加傾向にあり、平成28年度は前年度末と比べて86万人（4.1%）の増加となっている。平

成28年度末の任意適用被保険者数は17万5千人（対前年度比2.5%増）、任意継続被保険者数は27万3千人（同4.8%減）となっており、平成22年4月1日からの国民健康保険料（税）の軽減制度の施行が減少理由の一つと考えられる。

平成28年の標準報酬月額別の分布を協会けんぽ（9月30日現在）と組合健保（10月1日現在）で比較したものが、第4図である。協会けんぽは組合健保に比べて相対的に低い月額に多く分布している。このため、標準報酬月額の平均は、協会けんぽは286,426円であり、組合健保（特例退職被保険者を除く）の372,616円に比べて9万円程度低くなっている。

被保険者及び被扶養者の年齢階級別分布（平成28年9月30日現在）をみたものが、第5図である。被保険者は、40～44歳が13.4%と最も多く、ついで45～49歳が12.3%、35～39歳が11.5%となっている。60歳以上は、60～64歳が8.6%、65～69歳が5.5%、70歳以上が1.8%となっている。また、15～19歳は0.8%である。被扶養者は、10～14歳が13.9%と最も多く、ついで15～19歳が13.7%、5～9歳が13.6%となっており、20歳未満で50%を超えている。平均年齢は、被保険者が44.7歳、被扶養者が26.3歳である。

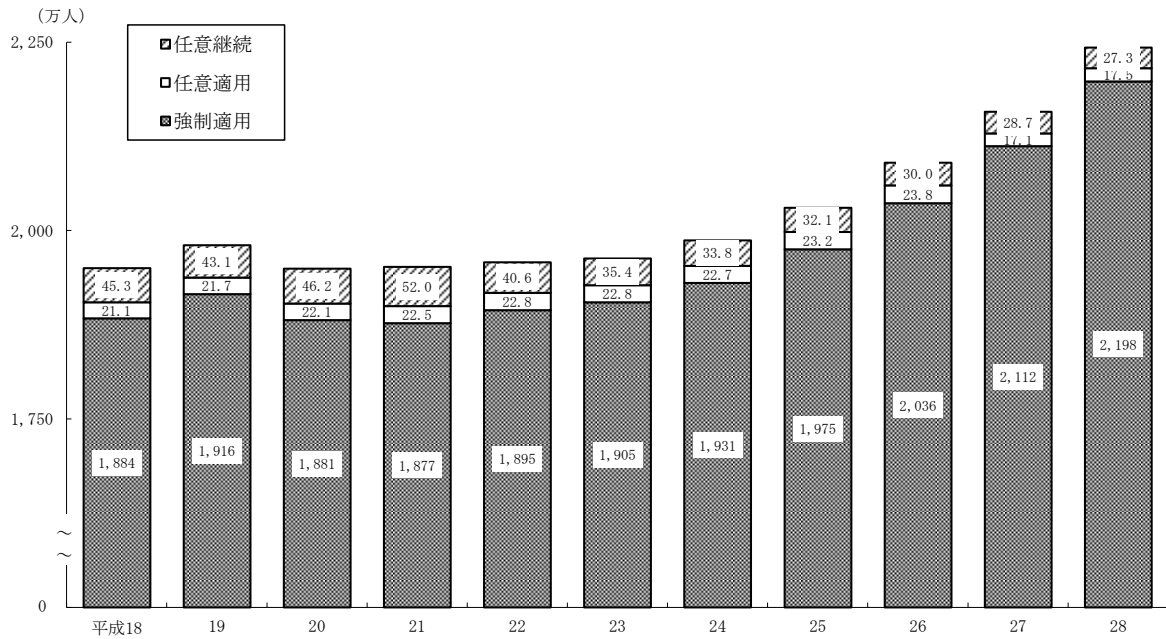
第7表 協会けんぽの適用状況の推移（年度末現在）

（年度末現在）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
被保険者数（千人）	19,871	20,303	20,902	21,577	22,428
男子	12,162	12,413	12,773	13,162	13,621
女子	7,709	7,890	8,129	8,415	8,807
被扶養者数（千人）	15,232	15,340	15,491	15,587	15,643
男子	5,159	5,212	5,280	5,333	5,385
女子	10,073	10,128	10,211	10,254	10,258
扶養率	0.767	0.756	0.741	0.722	0.697
事業所数（千件）	1,636	1,681	1,750	1,859	1,994
1事業所あたり被保険者数（人）	12.15	12.08	11.94	11.61	11.25
標準報酬月額の平均（円）	276,414	277,116	279,789	282,001	284,285
男子	313,137	313,606	316,731	319,064	322,702
女子	218,480	219,705	221,738	224,031	224,870
標準賞与額の平均（円）	296,852	300,171	305,254	308,807	312,125
男子	330,912	334,368	341,479	345,903	350,566
女子	246,292	248,997	250,482	252,593	254,325

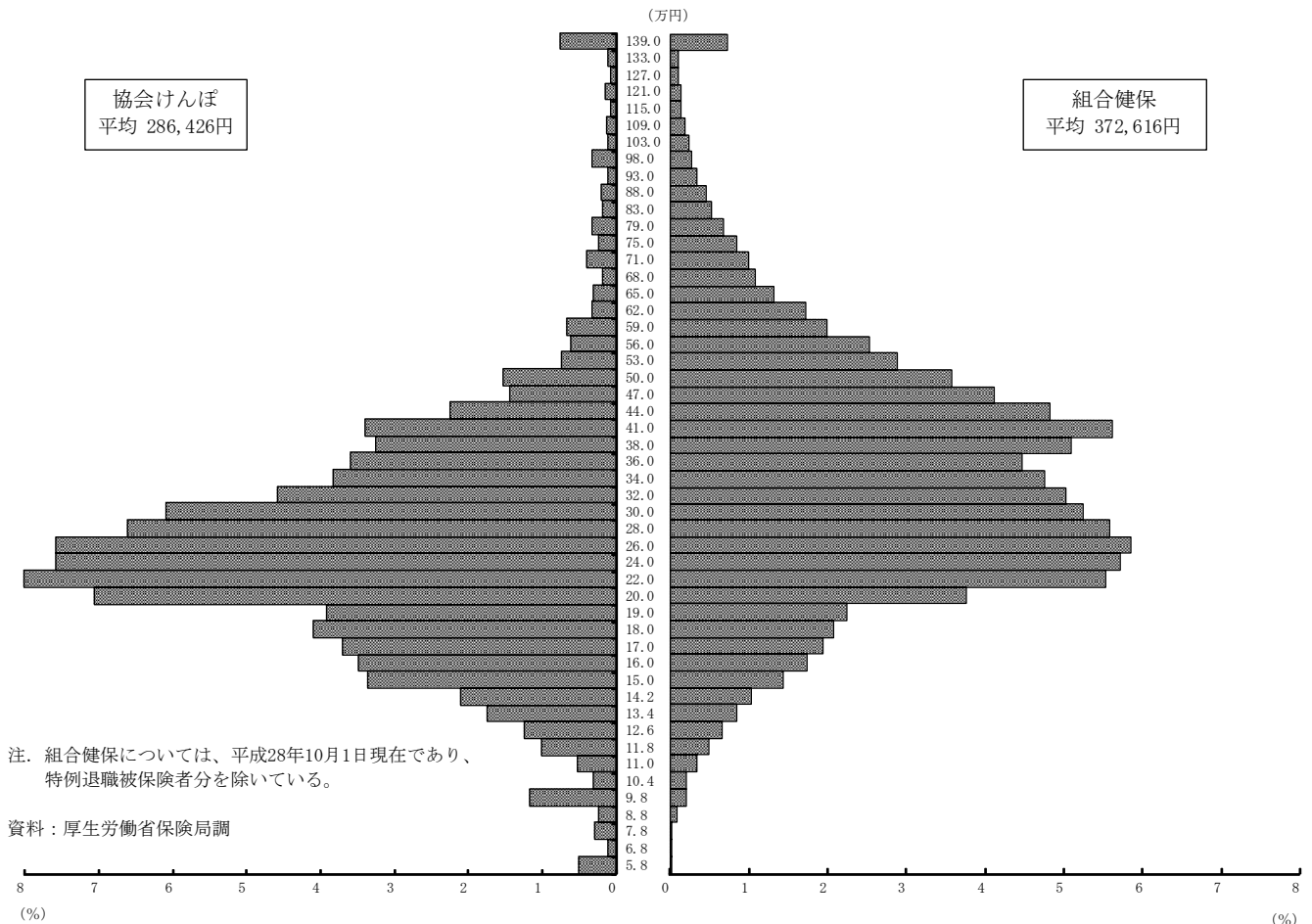
注. 標準賞与額の平均は標準賞与額の総額の年度累計を賞与の支給を受けた被保険者数の年度累計で除した額である。

第3図 協会けんぽの被保険者数の推移（年度末現在）



注. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

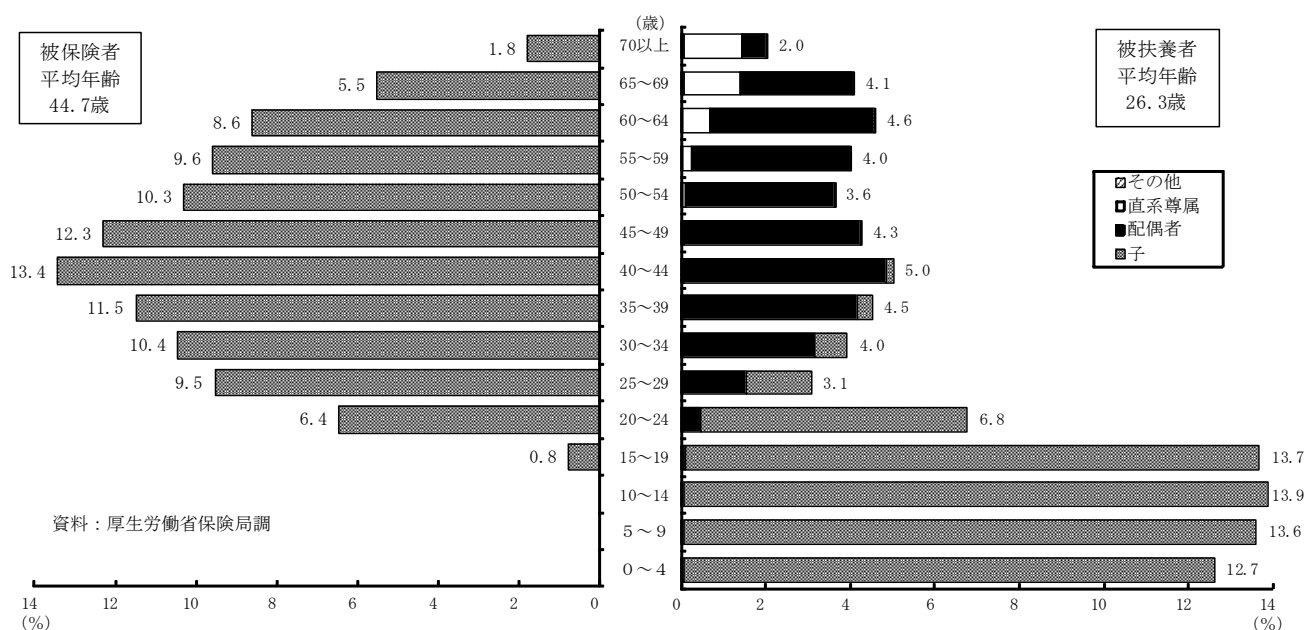
第4図 標準報酬月額別被保険者構成割合（平成28年9月30日現在）



注. 組合健保については、平成28年10月1日現在であり、特例退職被保険者分を除いている。

資料：厚生労働省保険局調

第5図 協会けんぽの加入者の年齢階級別構成割合（平成28年9月30日現在）



(2) 給付状況

平成28年度の保険給付費の状況をみたものが、第8表である。総額は5兆5,321億円となり、前年度と比較すると2.7%増加している。

保険給付費の内訳を見ると、被保険者分は全体の55.2%、被扶養者分は38.3%であり、高齢受給者等の保険給付費は全体の6.2%となっている。保険給付費のうち、医療給付費は5兆1,187億円で92.5%を占めており、前年度と比較すると1,209億円(2.4%)増加している。また、医療給付費のうち78.8%は入院・入院外・歯科で占めており、4兆350億円(対前年度比3.3%増)となっている。

保険給付費のうち、その他の現金給付費は4,134億円となっており、前年度と比較すると6.1%の増加となっている。その他の現金給付費を被保険者・被扶養者別にみると、被保険者分は3,204億円(同7.5%増)、被扶養者分は929億円(同1.6%増)となっている。その他の現金給付費のうち44.2%は傷病手当金で1,825億円(同7.7%増)であり、39.3%は出産育児一時金で1,624億円(同5.0%増)となっている。

(3) 医療費の状況

平成28年度の医療費の状況をみたものが、第9表である。総額は6兆5,675億円となり、前年度と比べ2.4%増加している。

医療費の内訳を見ると、入院は1兆8,096億円(全体の27.6%)、入院外は2兆5,937億円(同39.5%)、歯科は7,120億円(同10.8%)、薬剤支給は1兆2,660億円(同19.3%)となっている。

平成28年度の実効給付率(医療費に占める医療給付費の割合)は77.9%であり、前年度と同じ水準になっている。

加入者一人当たり医療費の推移をみたものが、第10表である。平成28年度の加入者一人当たり医療費をみると、174,122円(対前年度比0.1%増)であり、入院は47,979円(同0.9%増)、入院外は68,766円(同0.5%増)、薬剤支給は33,566円(同2.9%減)となっている。

第8表 協会けんぽの保険給付費の状況（平成28年度）

（単位：億円）

	被保険者	被扶養者	高齢受給者 一般	高齢受給者 現役並み所得	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	27,339	20,253	2,858	578	160	0.0	51,187	92.5%
入院	8,080	6,473	1,120	224			15,897	28.7%
入院外	10,365	7,806	1,015	209			19,395	35.1%
歯科	3,033	1,834	159	32			5,058	9.1%
薬剤支給	5,104	3,553	534	108			9,299	16.8%
入院時食事療養費・生活療養費 （標準負担額差額支給を除く）	118	123	22	3			266	0.5%
訪問看護療養費	18	81	7	1			107	0.2%
療養費	518	303					821	1.5%
高額療養費	103	81			160		344	0.6%
その他	0.1	0.2				0.0	0.3	0.0%
その他現金給付費	3,204	929					4,134	7.5%
傷病手当金	1,825						1,825	3.3%
埋葬料	12	8					19	0.0%
出産育児一時金	702	922					1,624	2.9%
出産手当金	665						665	1.2%
合計	30,543	21,182	2,858	578	160	0.0	55,321	100.0%

注1. 被保険者及び被扶養者の「その他」は、入院時食事療養費・生活療養費（標準負担額差額支給）と移送費の合計である。
2. 高齢受給者の現金給付費は、被保険者、被扶養者の現金給付費に含まれている。

第9表 協会けんぽの医療費の状況（平成28年度）

（単位：億円）

	被保険者	被扶養者	高齢受給者 一般	高齢受給者 現役並み所得	合計	割合
入院	9,205	7,444	1,196	251	18,096	27.6%
入院外	14,081	10,378	1,200	278	25,937	39.5%
歯科	4,315	2,563	196	46	7,120	10.8%
薬剤支給	7,050	4,813	648	149	12,660	19.3%
入院時食事療養費・生活療養費	249	257	44	7	557	0.8%
訪問看護療養費	25	111	8	1	145	0.2%
療養費	735	424			1,159	1.8%
移送費	0.0	0.1			0.1	0.0%
合計	35,660	25,990	3,294	732	65,675	100.0%

注. 高齢受給者の療養費及び移送費は、被保険者、被扶養者の療養費及び移送費に含まれている。

第10表 協会けんぽの加入者一人当たり医療費の推移

（単位：円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	対前年 度末比 （%）
入院	45,204	45,716	46,379	47,539	47,979	0.9
入院外	64,567	65,095	66,123	68,437	68,766	0.5
歯科	17,602	17,648	18,221	18,533	18,876	1.9
薬剤支給	29,135	30,609	31,405	34,581	33,566	△ 2.9
入院時食事療養費・生活療養費	1,563	1,540	1,517	1,515	1,477	△ 2.5
訪問看護療養費	218	247	286	334	384	15.0
療養費	3,016	2,961	3,013	3,023	3,073	1.6
移送費	0	0	0	0	0	115.3
合計	161,306	163,817	166,944	173,961	174,122	0.1

3. 協会けんぽ（一般被保険者）の都道府県別の状況

(1) 適用状況

平成 28 年度の適用状況を都道府県別にみたものが、第 11 表である。

平成 28 年度末現在の加入者数が最も多いのは東京都で 4,435 千人であり、最も少ない鳥取県の 204 千人に比べ、約 22 倍の水準となっている。

扶養率が最も高いのは沖縄県で 0.856 であり、ついで奈良県が 0.825、和歌山県が 0.781 となっている。一方、最も低いのは東京都で 0.589 であり、ついで山形県が 0.629、岩手県が 0.630 となっている。

平均総報酬額が最も高いのは東京都で 4,199 千円であり、最も低い沖縄県の 3,140 千円に比べ、約 1.3 倍の水準となっている。

平成 28 年 9 月 30 日現在の加入者の平均年齢が最も高いのは秋田県で 39.6 歳であり、ついで北海道が 39.0 歳、岩手県が 38.3 歳となっている。一方、最も低いのは沖縄県で 34.1 歳であり、ついで愛知県が 36.2 歳、鹿児島県が 36.4 歳となっている。

(2) 医療費の状況

平成 28 年度の加入者 1 人当たり医療費を都道府県別にみたものが、第 6 図である。

1 人当たり医療費が最も高いのは佐賀県で、全国平均の 174,047 円と比べ、+24,592 円であり、その内訳は入院が+13,681 円、入院外が+10,291 円、歯科が△312 円、その他が+931 円となっている。一方、最も低いのは沖縄県で、全国平均と比べ△14,255 円であり、その内訳は、入院が+3,871 円、入院外が△14,531 円、歯科が△2,867 円、その他が△728 円となっている。

都道府県別の 1 人当たり医療費は、各都道府県の加入者の年齢構成の違いの影響を受ける。この年齢構成の違いによる医療費の格差を除去した指数（以下、「地域差指数」という。）を都道府県別にみたものが、第 7 図である。

第 6 図の 1 人当たり医療費が最も高い佐賀県は、地域差指数でも最も高くなっている。一方、1 人当たり医療費が最も低い沖縄県では、平均年齢が低いこともあり、年齢構成の違いによる影響を除

去した地域差指数では、低いほうから数えて 17 番目の都道府県となっている。

地域差指数の高い 10 都道府県について、入院及び入院外に着目すると、長崎県の入院外を除き、いずれも全国平均を超えている。特に、佐賀県、徳島県、香川県、山口県では、入院、入院外がともに高いことが、地域差指数が高い大きな要因となっている。

地域差指数の低い 10 都道府県について、内訳をみると、滋賀県、茨城県を除いて、入院、入院外、歯科、その他のすべてが全国平均未満となっている。特に、新潟県は、入院、入院外がともに低いことが、地域差指数が低い大きな要因となっている。

地域差指数が最も高い佐賀県と、最も低い新潟県について、地域差指数の全国値との差の内訳を年齢階級別にみたものが、第 8 図である。

佐賀県では、入院はすべての年齢階級でプラスに寄与しており、特に 60～64 歳、65～69 歳の各層で寄与が大きくなっている。また、入院外は 5～14 歳を除いてプラスに寄与しており、特に 0～4 歳、60～64 歳、65～69 歳の各層で寄与が大きくなっている。新潟県では、35 歳以上の各層で入院及び入院外がともにマイナスに寄与しており、特に 55～59 歳、60～64 歳で寄与が大きくなっている。

上記 2 県について、各年齢階級の 1 人当たり医療費の全国平均との乖離率をみたものが、第 9 図である。

佐賀県では、5～9 歳、10～14 歳を除く各年齢階級がプラスの乖離率となる中で、特に 20～24 歳、65～69 歳、70 歳～の各層で乖離率が大きくなっている。新潟県では、すべての年齢階級がマイナスの乖離率となる中で、15～19 歳の乖離の幅が最も大きくなっている。

第 8 図と第 9 図を比較すると、佐賀県、新潟県ともに、地域差指数に対して寄与が大きい年齢層と、年齢階級別の 1 人当たり医療費の全国平均との乖離率が大きい年齢層には差異がみられる。

(注) 地域差指数の計算は、以下の算式による。

$$\text{A 県の地域差指数} = \frac{\sum (\text{A 歳の年齢階級別加入者 1 人当たり医療費} \times \text{全国の年齢階級別加入者数ウェイト})}{\text{全国の加入者 1 人当たり医療費}}$$

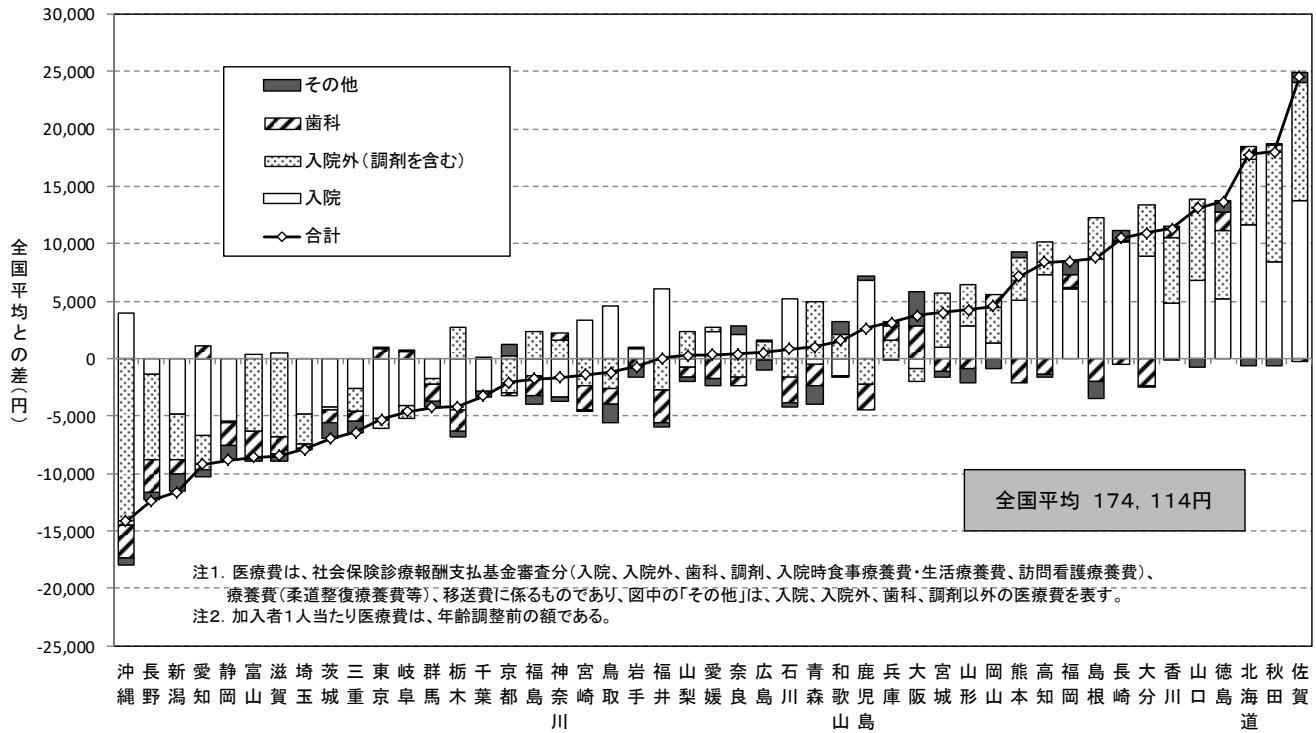
第11表 都道府県別適用状況（平成28年度）

	加入者数			扶養率	平均総報酬額	平均年齢		
	被保険者	被扶養者				加入者	被保険者	被扶養者
	千人	千人	千人		千円	歳	歳	歳
全 国	38,071	22,428	15,643	0.697	3,826	37.1	44.7	26.3
北海道	1,768	1,036	732	0.707	3,578	39.0	46.0	28.9
青森	443	267	176	0.661	3,179	38.2	45.3	27.6
岩手	417	256	161	0.630	3,282	38.3	45.5	26.7
宮城	732	440	293	0.665	3,572	37.7	44.8	27.1
秋田	333	202	131	0.649	3,162	39.6	46.1	29.5
山形	398	245	154	0.629	3,345	37.9	45.1	26.5
福島	667	402	264	0.657	3,618	37.5	44.9	26.2
茨城	673	401	272	0.679	3,857	37.0	44.5	26.1
栃木	515	306	209	0.684	3,790	37.2	44.7	26.3
群馬	607	351	256	0.730	3,841	37.3	45.0	26.7
埼玉	1,273	747	526	0.704	3,998	37.3	45.0	26.4
千葉	894	533	362	0.679	3,938	37.6	45.2	26.5
東京	4,435	2,791	1,645	0.589	4,199	37.6	43.9	26.8
神奈川	1,494	895	599	0.669	4,169	37.6	45.2	26.4
新潟	816	487	329	0.676	3,556	37.7	45.1	26.8
富山	411	251	160	0.637	3,814	37.6	45.4	25.5
石川	443	268	175	0.653	3,742	37.1	44.8	25.2
福井	291	177	115	0.650	3,689	37.3	45.2	25.1
山梨	249	145	104	0.718	3,746	37.5	45.4	26.4
長野	643	380	263	0.691	3,678	37.2	45.4	25.4
岐阜	745	423	322	0.762	3,938	36.8	44.9	26.1
静岡	1,000	599	402	0.671	3,880	37.5	45.3	25.8
愛知	2,401	1,391	1,009	0.725	4,165	36.2	43.8	25.9
三重	502	295	207	0.701	3,874	36.9	44.4	26.2
滋賀	347	198	149	0.749	3,850	36.5	44.4	25.8
京都	874	504	370	0.735	3,974	36.9	44.5	26.6
大阪	3,269	1,853	1,416	0.764	4,104	36.4	44.0	26.6
兵庫	1,468	836	632	0.757	3,975	36.9	44.7	26.6
奈良	315	173	143	0.825	3,806	36.9	44.8	27.4
和歌山	294	165	129	0.781	3,664	36.9	45.0	26.7
鳥取	204	123	81	0.653	3,273	37.3	45.1	25.4
島根	252	152	101	0.663	3,367	37.6	45.5	25.6
岡山	719	423	296	0.701	3,705	36.5	44.3	25.2
広島	1,069	623	447	0.717	3,804	36.9	44.9	25.7
山口	433	255	178	0.698	3,728	38.0	45.8	26.7
徳島	267	159	108	0.680	3,517	37.4	44.8	26.5
香川	385	226	159	0.706	3,662	37.0	44.9	25.8
愛媛	527	303	224	0.739	3,576	36.7	44.6	26.0
高知	255	154	101	0.660	3,457	37.5	45.5	25.6
福岡	1,863	1,064	799	0.751	3,727	36.5	44.4	26.0
佐賀	297	170	127	0.743	3,406	36.9	45.0	26.0
長崎	459	266	193	0.725	3,404	37.3	45.4	26.1
熊本	625	368	257	0.697	3,364	36.6	44.8	25.0
大分	424	245	179	0.732	3,462	37.4	45.4	26.5
宮崎	399	232	167	0.720	3,318	36.5	45.2	24.5
鹿児島	611	348	264	0.758	3,379	36.4	45.2	24.7
沖縄	563	303	260	0.856	3,140	34.1	43.4	23.3

(注) 1. 加入者数、扶養率は年度末現在、平均年齢は平成28年9月30日現在。
 2. 平均総報酬額は、総報酬額の年度累計を年間の平均被保険者数で除したものである。

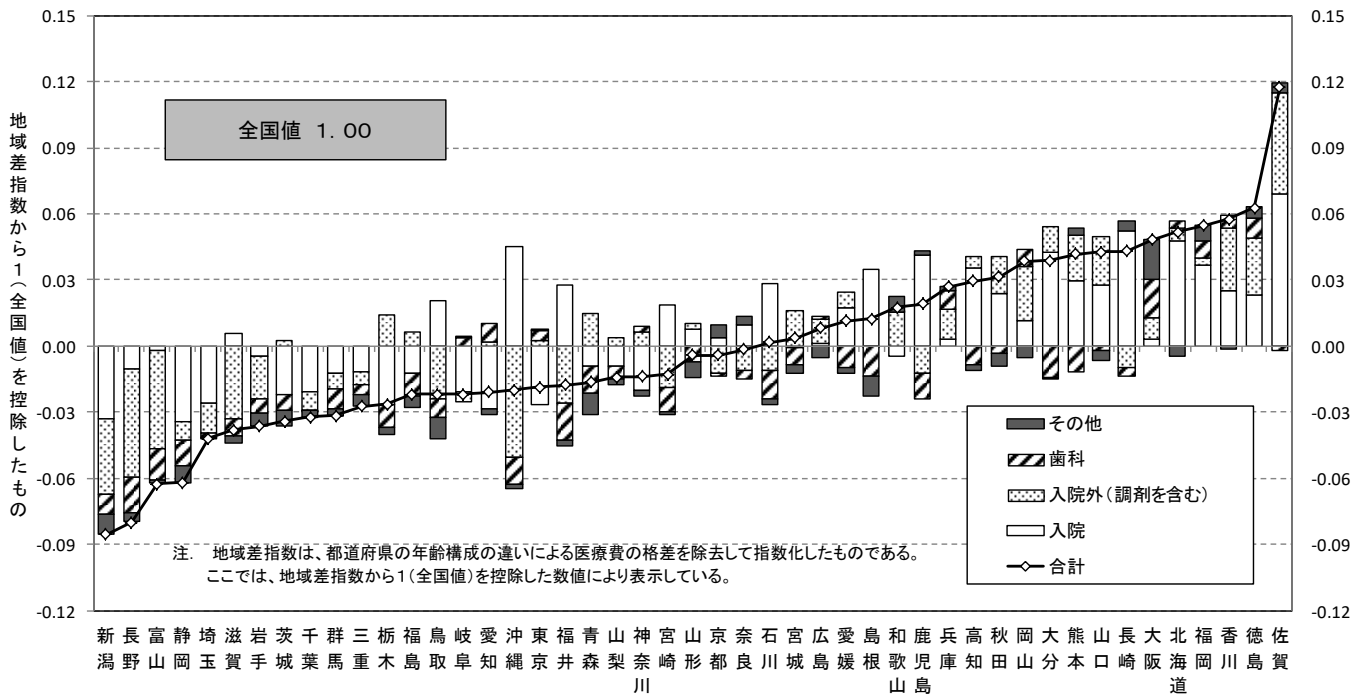
第6図 都道府県別 加入者1人当たり医療費の状況（全国平均との差）（平成28年度）

・年齢調整前の1人当たり医療費(実額)であるため、都道府県間の年齢構成の違いが影響する。

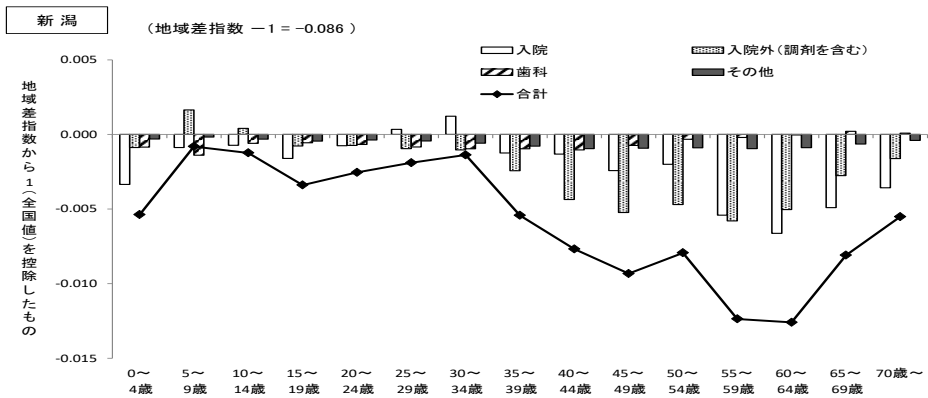
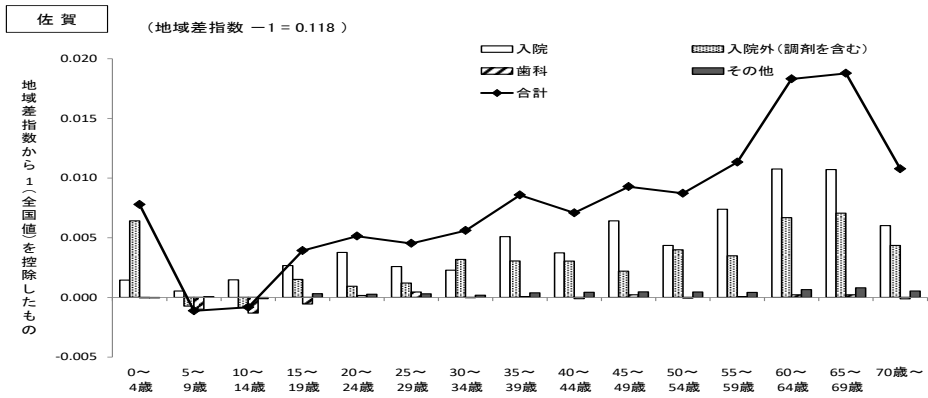


第7図 都道府県別 地域差指数の比較（平成28年度）

・1人当たり医療費から年齢構成の違いによる影響を除去(年齢調整)しているため、医療費の地域差を比較することが可能。



第8図 地域差指数の年齢階級別内訳 (平成28年度)



第9図 年齢階級別1人当たり医療費の全国平均との乖離率及び診療種別寄与度分解 (平成28年度)

